

(目的)

第1条 この基準は、可児市教育委員会事務組織等に関する規則(平成6年可児市教育委員会規則第7号)第10条学校教育課の項第9号の分掌事務に関し、外国人児童・生徒の学習保障事業(以下「本事業」という。)を実施することにより、その初期対応や中長期にわたる計画的な教育環境の充実を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(事業体制)

第2条 本事業に係る各担当と職務内容は、外国人児童・生徒の学習保障事業実施の手引き(以下「手引き」という。)別表1による。

(事業の内容)

第3条 本事業は、外国から来日して初めての就学として可児市立小中学校に入学する児童・生徒の学習指導及び中長期にわたって継続的に外国人児童・生徒の教育を充実するため、次の事業を実施する。

- (1) 外国人児童・生徒に対する学校生活支援及び学習支援を、小中学校の「国際教室」と市内の「ばら教室 KANI」において行う。学校生活支援は、児童・生徒の状況を考慮し、保護者との懇談により進める。学習支援は、対象別・目的別に「初期指導」と「教科指導」に分けて実施する。各指導内容は、手引き別表2による。
- (2) 外国人児童・生徒教育担当者会(手引き別表3による)を構成し、関係教員等への日本語指導や各研修会を実施する。
- (3) 外国人児童・生徒の教育指導に関する資料室を設け、各種資料の収集や情報の共有化を図るとともに、調査・研究を行う。
- (4) 各関係者との連携を図り、外国人児童・生徒の学習保障に関する総合的な方針案を策定する。

(国際教室等)

第4条 日本語指導や特別な教科指導が必要な外国人児童・生徒が在籍する市内小中学校に、岐阜県教育委員会との協議により国際教室を置き、担当教諭を配置する。

- 2 国際教室を置く小中学校は、外国人児童・生徒の学習指導の全体計画や指導計画を策定し、実態に応じた教育を行う。
- 3 国際教室を置かない小中学校は、校長・教頭・学級担任・教科担任・巡回指導員等と協議し、カリキュラムの編成や生活・学習の体制を整備する。
- 4 市教育委員会は、国際教室に通訳業務ができる指導助手を派遣する。
- 5 市教育委員会は、市まちづくり推進課や市国際交流協会等と連携を図るとともに、国際教室等における相談活動・通訳業務・学習支援等のために、関係者の派遣を求める。

(ばら教室 KANI)

第5条 市教育委員会では、ばら教室 KANI(可児市土田 3795 番地 3)を設置し、外国人児童・生徒の学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語指導を一定期間集中的に実施する。

- 2 ばら教室 KANI に、室長・指導助手等を置く。室長は、学校教育課長の指示によりばら教室 KANI の管理運営と学習支援指導を行う。
- 3 ばら教室 KANI への外国人児童・生徒の入室は、当該児童・生徒の教育実態に基づき、保護者と本人に説明し、在籍校と学校教育課で決定する。入室までの手続きは、手引き別表 4 による。
- 4 ばら教室 KANI での修了は、当該児童・生徒の教育実態に基づき、保護者と本人に説明し、修了認定委員会で決定する。修了認定委員会は、当該児童・生徒の在籍校長・学級担任・国際教室担当者・指導主事・室長・指導助手・外国人児童・生徒コーディネーターで構成する。
- 5 ばら教室 KANI に通学する外国人児童・生徒は、在籍校において健康診断や予防接種を行うと共に、学校保険「日本スポーツ振興センター保険」に加入する。
- 6 ばら教室 KANI への通学方法等は、その保護者の責任とする。

(外国人児童・生徒コーディネーター)

第 6 条 市教育委員会は、次の職務を行うために外国人児童・生徒コーディネーターを置く。

- (1) 外国人児童・生徒の教育に関する学習支援を行う。
- (2) 外国人児童・生徒の教育状況に関する調査・研究を行う。
- (3) 外国人児童・生徒の教育に関する小中学校への支援・指導・助言を行う。
- (4) 外国人児童・生徒の教育に関する関係団体との連絡調整を行う。
- (5) 指導助手、巡回指導員、その他協力者への支援・指導・助言を行う。

(外国人児童・生徒巡回指導員)

第 7 条 市教育委員会は、次の職務を行うために外国人児童・生徒巡回指導員を置く

- (1) 国際教室を設置しない小中学校に在籍する児童・生徒への指導援助や保護者への教育相談、通訳業務、その他必要な業務を行う。

(外国人児童・生徒の教育に関する資料室)

第 8 条 市教育委員会は、外国人児童・生徒の教育に関する資料室を、ばら教室 KANI 内に設置し、関係資料等を収集し、調査・研究に資する。

(外国人児童・生徒の編入・転入学に関する手続き)

第 9 条 外国人児童・生徒の編入・転入学に関する手続きは、手引き別表 4 による。

(雑則)

第 10 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する